

(10) 児童虐待の防止，早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号83】

ア 警察において，児童虐待防止対策に従事する職員，検視の専門官，少年補導職員などに対し，早期に児童虐待を発見するための観点や，関係機関との連携の在り方，カウンセリング技術などについて指導・教育を行うなど，児童虐待防止に関する専門的な知識・技能の向上のための教育を実施している。

警察庁においては，平成22年2月から「匿名通報ダイヤル」の通報対象に児童虐待事案を追加するとともに，平成24年4月，「児童虐待への対応における取組の強化について（通達）」を発出し，児童虐待対策の中核である児童相談所との一層緊密かつ適切な連携や警察における的確な対応の徹底について，各都道府県警察に指示するなどして，児童虐待の早期発見・早期対応に努めている。

【施策番号84】

イ 文部科学省においては，平成24年3月29日付けで，児童虐待の速やかな通告を推進

する上で留意すべき事項を整理した「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」を通知し，取組の充実を求めている。

平成25年度においても，児童虐待などの問題へ対応するため，教育分野に関する知識に加えて，社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを，各地域の実情に応じて学校などの教育機関に配置する地方自治体の取組に対して補助を行っている。

また，平成25年度は，「いじめ対策等生徒指導推進事業」において，児童虐待などの問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について，子どもの状況の把握の在り方，関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などの観点から，調査研究を実施している。

さらに，都道府県・指定都市教育委員会に対し，生徒指導担当者の会議等において，継続的に児童虐待防止対策を取り上げ，通告義務の周知徹底等に取り組むよう指導を行うとともに，教育機関と児童相談所の職員による合同研修への積極的な参加を促すなどにより，児童虐待の早期発見・

早期対応のための体制の整備に努めている。

【施策番号85】

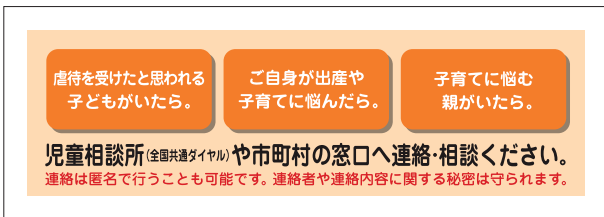
ウ 厚生労働省において、児童虐待の早期発見等に資するため、児童相談所を中心とした関係機関の連携による取組の好事例について、随時、各種関係会議における行政説明などにおいて報告している。

また、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所へ電話してもらえよう、児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図っている。

児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおり



表



裏

平成22年9月には、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、通告・相談への対応や調査、保護者・子どもへのアプローチにおける着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の虐待対応の参考とするべく「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv100930-2.pdf>)を作成した。

平成24年4月より、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための改正民法等が施行されるとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相

談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための改正児童福祉法が施行されている。

児童虐待防止のためには、児童相談所や市町村が医療機関と連携することが重要であるため、児童相談所や市町村が医療機関と連携するに当たり留意すべき事項を周知する「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(通知)を発出し、連携の強化を促している。

さらに、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(通知)を発出し、要保護児童対策地域協議会の活用など、関係機関が連携して要支援児童及び特定妊婦の把握・支援を行うことを推進している。

(11) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号86】

児童虐待による死亡事例等について、平成16年より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題から具体的な対応策を提言として、毎年取りまとめている。

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号87】

ア 法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を実施している(刑事施設においては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成19年6月からは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)の施行に伴い、平成18年5月から、必要な者に対し同教育を義務付けて実施している。)。また、同教育の充実を図るため、

平成18年度以降は、犯罪被害者等や支援団体から被收容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するとともに、平成23年度は、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に係る関係者等を構成員として「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を開催した。検討会の結果を受けて、ゲストスピーカーの協力を得つつ、同教育の充実を図ることとしている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、被收容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情などを認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止などにいかされることが期待できる。

【施策番号88】

イ 法務省において、性犯罪事犯者、ストーカー事犯者などの保護観察対象者に対しては、事案に応じて、違反した場合に仮釈放の取消しなどの不良措置がとられることを前提とし、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、当該被害者への接触を禁止するなどの事項を設定していることに加えて、性犯罪者など、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項を設定し、これを守るよう指導監督している。また、事案に応じて、感謝の措置や被害弁償に努めることなどの生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行（平成19年12月）後は、仮釈放者及び少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見などを踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

【施策番号89】

ウ 法務省において、保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しな

がら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- 〈1〉 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- 〈2〉 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。
- 〈3〉 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償などの責任があることを自覚させる。
- 〈4〉 具体的なしよく罪計画を策定させる。

【施策番号90】

エ 文部科学省において、児童虐待の防止にも資する取組として、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会の提供などの家庭教育を支援する活動を推進している。平成25年度は、支援の更なる普及やより効果的な取組の促進に向けて「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、家庭教育支援チームの組織化及び活動の在り方に関する検討を行い、「審議の整理」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1341148.htm)をまとめた。

家庭教育支援チームによる親子参加行事



提供：文部科学省